

外務省調査月報

1993年度/No.4

外務省調査月報

1993/No.4

EC及び欧州連合における権限配分の原則と二段速度統合の原則	1
国連環境開発会議(UNCED)後の国連に於ける動き	37
南アフリカ・アフリカ人ホームランドの地域経済構造と開発	55
インド証券スキャンダル	81

賀来 弓月
小林 正典
吉田 栄一
川口 三男
保井 俊之

情 調

94

3

表7 ホームランド財政構造の比較 (単位ランド) DBSA所有資料、SAIRR "Race Relations Survey" 各年刊をもとに作成

	1972			1973			1974			
	財政支援	自主財政	歳出	財政支援	自主財政	歳出	財政支援	自主財政	歳出	
トランスカイ	28146600	9099786	38029000	47182000	10981031	61587062	77790748	16545545	85452356	
シスカイ	10217100	3115029	11994000	12969000	4451175	16880798	35907212	5700858	40570554	
ポプタツワナ	14125100	5048493	16245650	16255000	7275533	19492692	46501742	9254162	50189566	
ヴェンダ	4312100	1100515	5605300	5048000	1567935	7678411	11455260	2336095	13785033	
クワズル	25073000	10185923	31978700	35994000	12878377	44963770	96862638	16964312	106514159	
レボウ	10482100	4986174	13906000	17008000	7273344	21922831	37372248	9288170	45294995	
ガザンクル	4315500	1823076	5494000	5889000	2756392	7427799	12606419	4054417	15696287	
クワクワ	NA	178524	1975000	684000	2467687	2459616	3131535	3312479	5076830	
カンクワネ	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
クワンデベレ	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	1975			1976			1977			
	財政支援	自主財政	歳出	財政支援	自主財政	歳出	財政支援	自主財政	歳出	
トランスカイ	71079500	18730114	43068200	120188000	NA	NA	116500000	NA	NA	
シスカイ	25973000	7760399	17070300	37478000	10168201	60472238	40134800	10585396	65971054	
ポプタツワナ	38419100	11952439	54804900	42131000	15423272	82145445	22000000	NA	NA	
ヴェンダ	11459200	3110541	19016800	13128000	3302054	21846237	17771400	4244074	25469192	
クワズル	171996000	20589558	87888300	80701000	30847567	189472029	84980500	42331698	237182688	
レボウ	25605000	3337811	51421400	43798000	17658967	73317862	47937600	73458460	85265406	
ガザンクル	9107700	4790551	6118200	10638000	6482231	23802007	15779500	7073315	30032348	
クワクワ	19992000	4828889	3989500	2324000	7416779	13532976	3194300	8295155	15394447	
カンクワネ	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
クワンデベレ	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	1978			1979			1990			
	財政支援	自主財政	歳出	財政支援	開銀ローン	自主財政	歳出	財政支援	自主財政	歳出
トランスカイ	NA	NA	NA	607374000	NA	1573541000	3271738000	NA	NA	NA
シスカイ	47502300	69198656	8718990	745000000	NA	300000000	1578616000	NA	NA	NA
ポプタツワナ	22000000	NA	NA	607374000	201263000	1971800000	2791914000	NA	NA	NA
ヴェンダ	38000000	NA	NA	426866000	82792000	256278360	974001400	NA	NA	NA
クワズル	140399300	185159838	198264908	2151224000	80446900	584000000	2819496900	NA	NA	NA
レボウ	NA	NA	NA	235828100	NA	260613000	1515458000	NA	NA	NA
ガザンクル	19587900	29443265	33698934	598511000	29995300	125000000	752874000	NA	NA	NA
クワクワ	4588800	1662232	20116602	341259000	46100000	170000000	460985000	NA	NA	NA
カンクワネ	10021200	24527408	23538045	323775000	19960500	84249000	415402937	NA	NA	NA
クワンデベレ	NA	NA	NA	260193000	38100000	54579000	353549000	NA	NA	NA

表8 クワクワ・ホームランドの自己財政比率 DBSA(1987) (単位千ランド)

	歳入	財政支援	歳出	支援比率
1975	5127	1815	3760	0.354
1976	6898	1397	5549	0.202
1977	9741	1832	12526	0.188
1978	11489	1784	14164	0.155
1979	16418	2983	15835	0.181
1980	19995	6809	20098	0.340
1981	24651	9009	25806	0.365
1982	38686	17346	32478	0.448
1983	56602	23531	44919	0.415
1984	78564	32969	63300	0.419
1985	107026	38930	96944	0.363
1986	133365	48157	152703	0.361

インド証券スキャンダル
印政界及び金融システムに与えた影響と今後の課題

在インド日本国大使館
川口三男
保井俊之

1. はじめに

分離独立後40年あまりにわたって公的部門主導の経済運営を続けてきたインドは、90年の湾岸戦争が引き金となった外貨危機にみまわれた。91年6月に成立した कांग्रेस党のラオ政権は、少数与党政権(当時)ながら、この危機を世銀、わが国等が中心となった国際的支援体制の緊急支援を受けて克服するとともに、91年7月より新貿易政策、新産業政策、財政赤字の削減など一連の経済構造改革政策を遂行しつつある。この改革政策を好感して91年央以降株式・債券市場は好況を呈し、金融資産への投資ブームが起こり、一種のバブル経済とも呼べる状態が現出した。

こうした状況の中、92年4月に証券スキャンダルが発覚し、印政界及び金融界に大きな波紋を投げかけた。本稿では本件スキャンダルの経過、背景等について分析を加えるとともに、本件スキャンダルが印政界及び金融システムに与えた影響と今後の課題について考察していくこととしたい。

2. 証券スキャンダルの発覚

92年4月22日、印最大の銀行の一つであるステートバンク・オブ・インディア(SBI)の財務担当重役であるC.L.ケマニが銀行の内部監査の結果、突如停職

に付された。この停職の背景には大掛かりな証券不祥事があるのではないかと、報道がなされていた（印はユニバーサル・バンキング制度を採っており、銀行は株式売買を許されている）が、さらにナショナル・ハウジングバンクの会長が5月9日に銀行内部の不正の責任をとって辞職し、その後5月21日に心臓発作で死亡したことで、世間の耳目はこの証券スキャンダルに集まった。6月3日には国有銀行であるSBIの会長が印準備銀行（RBI）の命によって停職に付された。

6月4日、印中央捜査局（CBI）はこの事件の主謀者と目されているボンベイの金融ブローカー・ハーシャド・メータ夫妻及びその社員を逮捕した。容疑は詐欺、贈賄及び外国為替管理法違反である。CBIは同日、C.L. ケマニを含むSBIの行員数名を背任の容疑で逮捕した。さらにCBIは6月12日、UCOバンク会長K. マルガバントゥをはじめとする3行員を逮捕した。6月23日には、金融ブローカー・ベンドラ・C・ダラル、A.D. ナロットム及びJ.P. ガンディの3名とバンク・オブ・カラドの支店長C.S. ラージなど数名が逮捕された。6月25日には、メトロポリタン協同銀行の理事長V.C. デサイとディーラー1名が、29日にはキャンバンク・フィナンシャル・サービス社の副理事長アショク・クマールが逮捕された。8月8日には印計画委員会前委員（7月21日辞任）で、過去に印製鉄公社総裁、マルチ・ウドヨグ社社長なども歴任したV. クリシュナムルティがその子息とともに逮捕された。

3. 金融ブローカーの不正の手口

この証券スキャンダルの主謀者と目される金融ブローカー・ハーシャド・メータの手口は以下のとおり。

彼は銀行間の債券の売買が銀行内部ではほとんど監査されておらず、また中央銀行に対する決済が極めて遅いことに着目した。

印では、銀行間で債券の売買をする場合、売手銀行は、買手銀行に対して、現物債券またはSUBSIDIARY GENERAL FORM（債券所有者を確認する中央銀行の書

類、以下SGLフォーム）を引き渡すことになっている。

- しかし、(1) 通常、国債など債券現物は中央銀行に預けているのが普通で、それを引き出すことは容易ではないこと、
- (2) 中央銀行では機械化が遅れており、SGLフォームの引渡しにはかなり時間がかかること、の2点から実際には市場の慣行として、
- (3) 債券の売買は売手銀行から買手銀行に債券売却証書（BANKERS RECEIPT, 以下BR）が振り出されることで代替される。BRを受け取った買手銀行は自分の口座から、売手銀行の口座に小切手を振り出す。そして売手銀行の申請に基づき、中央銀行はSGLフォームを発行し、同時に売手銀行が中央銀行に持つ債券決済口座の債券残高を売買額分引き落とす。発行されたSGLフォームは売手銀行から買手銀行に引き渡され、買手銀行が中央銀行に申請をすると買手銀行が中央銀行に持つ債券決済口座の債券残高が増加する。

ただし、銀行の持つ債券を管理する中央銀行公債局（PUBLIC DEBT OFFICE）の債券決済口座への記帳がコンピュータ化されていないので、BRが発行されてから実際に銀行が中央銀行に持つ債券残高が増減するまで2週間～1か月程度かかる。そこで売手銀行は自分の手元にある債券売却資金の短期運用のために、債券売却代金を金融ブローカーの口座に直接振り込み、中央銀行公債局での正式の決済が終わるまでの2週間～1か月の間に、一時的にコール市場などに投資させて利鞘をかせぐ（この行為は中央銀行通達に対する違反行為であるが、市場の慣習として広く行われていた）。

結果として、先物市場が存在しない債券売買市場において決済の遅れを利用して、債券の現先取引が銀行の内部監査なしに金融ブローカーを仲介して行われていることになる。

ハーシャド・メータはSBIの職員に贈賄し、実際に債券の売却がないのにBRを様々な銀行に宛てて発行させ、BRを受け取った銀行にメータの口座宛てに小切手を振り出させた。全く疑いもせず、BRを受け取れば実際の売買の確認もせず各銀行は慣例どおりSBIの指定する金融ブローカー・メータの

口座に小切手を振り出すので、メータはその小切手を株式に投資し、仕手戦を行った。仕手戦を行ってある企業の株式を高値に釣り上げておいてから売り抜き、メータは債券のニセ売却に相当する額を SBI に返却し、贈賄された銀行職員はそこで初めて中央銀行に SGL フォームの発行を申請し、通常の債券決済の流れに乗せた。債券決済が中央銀行で終わった時、SBI と BR を受け取った銀行間の債券の移動と資金の移動の帳尻だけは合っていることになる。メータ以外の金融ブローカーもこの仕組みに注目し、他の様々な銀行を利用し、争って仕手戦に突入していった。ボンベイをはじめとする印証券市場は活況を呈し、92年に入ってボンベイ証券取引市場は株価平均が前年の約2倍にまで高騰するに至った。政治家も、フェアグロース社をはじめとする金融ブローカーに資金を提供し、仕手戦や未上場株の売買を通じて利殖を図ったと言われる。印中産階級も株式に投資し、株式による財テクは伝統的投資対象である金、宝石、米ドル及び土地とならんで一時熱狂的なブームを呼んだ。

しかし、SBI をはじめとする諸銀行が内部監査によって実際の売買契約なしに BR が頻りに発行されていることに気づき、BR の発行をチェックし始めると、メータなどの金融ブローカーは仕手戦を続ける資金がなくなり、株価の下落によって莫大な損失を被るようになった。このためメータなどの金融ブローカーは債券のニセ売却に相当する額を銀行に返却することが出来なくなり、銀行は大きな資金的損失を被り、ここに至ってやっとメータなどの金融ブローカーの犯罪に気づいたのである。

4. 株式市場の暴落

メータなどの金融ブローカーの犯罪が露頭し、株価を大きく下げた。ボンベイ平均株価指数 (BSE) は 4 月 22 日の最高値 4,467.32 から 6 月 10 日 3,140.80 まで約 30% も下げた。この下げで時価総額 1 兆ルピー (約 4.9 兆円) が目減りしたと言われる。その後事件関係者が続々と逮捕されたために、ボンベイ証券取引所は

6 月 15 日以降閉鎖状態となり、他の証券取引所もそれに続き、約 1 か月にわたって主要証券取引所は閉鎖状態となった。

5. 政府の対応

CBI の捜査と平行して、政府は事件の全容解明のために素早い対応を行った。92年 4 月 30 日、印政府は RBI 副総裁 ジャナキラマンを委員長とする事件解明のための委員会を設立し、同委員会は即刻事件の調査に入った。5 月 12 日から RBI は銀行 17 行に対する特別考査の実施に入った。事件は犯罪としてボンベイ高裁の特別法廷 (裁判長: S.N. バリアバ判事) においても審理されている。

また一方で、ラオ首相の子息へのゴールド・スター社の不正融資疑惑、ハーシャド・メータがラオ首相に 1 千万ルピーの現金を献金したと証言した事件 (ラオ首相は献金がなされたことを強く否定)、シャンカラナンド石油相 (当時) 及びタクル大蔵担当国務相 (当時) の不正投資疑惑等、政府の現職閣僚数名及び政府高官の多数がこの事件に深く関わっているとの報道がたびたびなされ、ラオ政権の中で昨年来経済改革の牽引車として活躍してきたチダムバラム商業担当国務相は、事件との関連の道義的責任をとるとして 7 月早々に辞任した。

そのためラオ政権は、野党の希望もあり、8 月には同事件のための議会与野党合同委員会 (JOINT PARLIAMENT COMMITTEE) の設立に合意し、同時に印大蔵省内に証券の不正取引を捜査するための部局を新設することも決定された。

6. 巨額の損失と外国銀行の関与

7 月 6 日、ジャナキラマン委員会は暫定レポートに続く第 2 次報告を発表し、この証券スキャンダルで被った銀行の損失は、354 億ルピー (約 1,700 億円) にのぼると発表した。

さらに同報告は、印に進出している外国銀行のうち主要 4 行である STANDRD

AND CHARTARD (英)、ANZ GRINDLAYS (豪)、BANKAMERICA(米)、CITIBANK (米)が大掛かりな証券売買を行っていたことを明らかにした。銀行の証券売買自体は勿論違法ではないが、91年4月1日～92年5月31日までの印における全証券取引のうち68%が上記4行のシェアであり、中央銀行が通達で禁止している金融ブローカー経由の債券取引が60%以上あったことから、外国銀行が証券スキャンダルに深く関与しているとの印象が世間に広まり、RBIは銀行監督部局を強化するとともに、外国銀行に対する考査を強化した。

7. 議会合同委員会報告書の提出

92年8月より96回にわたって審議を重ねてきた証券スキャンダルに関する議会合同委員会(JPC)は、93年12月21日、同委員会ミルダ委員長より上下2巻計474ページにのぼる報告書を印議会に対して提出した。右報告書の概要は下記のとおり。

- (1) 証券スキャンダルの原因は、92年にそれが発覚するまでの10年間にわたる金融システム全体における不正である。
- (2) マンモハン＝シン蔵相は92年3月の証券取引所理事長との会合において、91年9月以来の株価の異常な上昇について懸念を表明していたものの、その後適切な対応を講じなかった。大蔵省、銀行、及び金融機関の過失に対する責任については「蔵相は銀行及び金融機関の事務的過失について直接の責任を有しない」との蔵相の主張は受け入れることが出来ず、「そのような主張は印憲法上の蔵相の主張は受け入れることが出来ず、「そのような主張は印憲法上の蔵相の機能と斉合性を有せず」、「蔵相の議会に対して負っている責任は否定できない」。さらに「蔵相は問題の発生を予見することに失敗し、問題が露見した時には適宜適切に対策を講じることに失敗した」。また大蔵省は金融セクターでの規則、規範を銀行及び金融機関に遵守させることに失敗した。
- (3) タクール前大蔵担当国務相(現農村開発相)は、金融ブローカーで事件の中

心人物であるハーシャド・メータの不正に関する重要な報告書を上申するのを1か月遅らせた。

- (4) チャンドラ＝シェカル内閣時代のマラビア元石油相、続いて石油相となったシャンカラナンド前石油相(現保健相)が、キャンフィーナバンク及びシンディケートバンクに不正に資金を投資していた責任は免れ得ない。
- (5) シンディア前民間航空相は、国営航空会社バヤドゥートが不正投資を行っていたことに関し、バヤドゥートから事実関係について説明を求めるのが遅れた。
- (6) 中央銀行である印準備銀行(RBI)については、全ての不正行為に関してベンキタラマナン前総裁の監督責任を免責することは出来ず、ゴーシュ前副総裁及びジャナキラマン前副総裁は債券売買証書(SGLフォーム)の価格上昇に関心を十分に寄せなかった。
- (7) 証券取引所で行われた不正は重く、今後証券取引所を監督する法規が強化されるべきである。特にボンベイ証券取引所は不正の主な担い手となっていた。不正の温床となった民間投資信託に対してさらに規制が強化されるべきである。さらに投資信託活動を行っているユニットトラスト・オブ・インディア(UTI)は、今後印証券取引委員会(SEBI)の監督下に置かれるべきである。
- (8) 工業省公営企業庁は、公営企業の投資に関するガイドラインを公営企業が遵守するよう監督することに失敗した。また法務省企業庁は公営企業の会計帳簿を適切に監査することに失敗した。リスクキャピタル・テクノロジー公社(RCTC)、石油天然ガス公社(ONGC)、エアー・インディア、バヤドゥート、電力金融公社(PFC)、印鉄道金融公社(IRFC)、クリシャク・パーラティ協同組合(KRIBHCO)及び印肥料農民協同組合(IFFCO)の8公営企業は不正な資金投資を行った。
- (9) 金融金融ブローカーであるブッペン・ダラル、A.D.ナロッタム及びT.B.ルイアは、カラドバンク及びメトロポリタン協同銀行の役員である地位を不正に利用し、不正な証券取引に両行を関与させた。金融ブローカーは政府高官及び銀行役員に対して大きな影響力を有しており、今後金融ブローカーを証券市場

から締め出すことも検討されるべきである。

- (10) 外銀のいくつかは、RBIの通達のみならず自行の内部規則にも違反して、不正な証券取引に深く関与している。RBIは証券スキャンダルに関与した全ての外銀の特別審査を実施すべきであり、不正取引で得た利益を外国送金することを禁ずることを考慮すべきである。また必要があれば、銀行免許停止を含む行政処罰が検討されるべきである。国内銀行の中では、ステートバンク・オブ・インド（SBI）の行員は上層部から個々の担当者に至るまで、金融ブローカーと癒着していたことは許されざることであり、今後印中央捜査局（CBI）が捜査を進めることを希望する。さらに、今後銀行が公営企業の投資信託を扱うことを禁止することも検討されるべきである。
- (11) ラオ首相の子息 P.V. プラバカル・ラオが関与していると噂されているゴールドスター社に対する金融ブローカーヒテン・ダラルの2千万ルピーの融資については、「その性質が疑わしい」ものであると認め、今後 CBI、課税当局、SEBI、RBI 及び法務省企業庁が合同で真相の究明に努めることを希望する。

8. マンモハン＝シン蔵相の辞表提出

マンモハン＝シン蔵相は、JPC レポートによって指摘された同事件に対する大蔵省及び大臣自身の行政責任をとるとして、93年12月24日、辞表をラオ首相に提出した。

- (1) 当時マスコミは総じて、マンモハン＝シン蔵相はハード＝コアの部分にさしかかった経済改革の無二の推進者としてその職に留まるべきであり、ラオ首相は蔵相の辞表を受理すべきではないと論じた。特に12月26日付けエコノミックタイムズは「ノース・ブロック（大蔵省所在地）からレース・コース・ロード（首相官邸所在地）への長い道のり」との見出しの下で、証券スキャンダルに関する議会合同委員会（JPC）報告書によって問われている政治家の責任を、(イ)金融システムの欠陥を見逃した行政責任、

(ロ)政治家個人が証券スキャンダルに関与した責任、

- の2つのカテゴリーに分け、ラオ首相自身、シャンカラナンド保健相、タクル農村開発相等が、(ロ)の個人としてのスキャンダルに関与した責任を問われているのに対し、マンモハン＝シン蔵相は、現在の野党が政権にあった時代を含め、数代の前蔵相からも何ら対策をとってこられなかった(イ)の金融システムの監督不行き届きについて責任を問われているのに過ぎないのであり、ラオ首相が蔵相の辞表を受理する前に辞表を受理すべき大臣はたくさんいると論じた。
- (2) 蔵相の辞表提出を「正しいことをした」として歓迎している野党党首も、蔵相個人の清廉さについては疑問の余地なしとした。
- (3) IMF、世銀等の国際金融機関関係者は表面上、インドが経済改革政策に国家としてコミットしている以上、誰が蔵相になっても差し支えないとの立場をとっているものの、実際はマンモハン＝シン蔵相の国際金融界における信用と名声を高く評価し、蔵相が辞任すれば、経済改革政策の遂行速度にある程度は影響が出ることを予想かつ懸念した。

JPC 報告書の審議のため会期が延長された国会は、12月29日及び30日の両日、上下両院で同問題の集中審議を行った。スキャンダルに関与した全閣僚の辞任を要求する野党と、証券スキャンダルは金融システムそのものがうまく働かなかったことが原因とする与党との間で活発な論戦が繰り広げられた。30日、下院における質疑の答弁者として政府側よりマンモハン＝シン蔵相が予定され、その旨通告されていたのに対し、野党側はラオ首相の答弁を要求していたところ、右要求が政府及び下院議長によって容れられず、野党議員は全員退席した。しかし野党議員の全員退席後、通告とは異なり、ラオ首相は下院質疑に出席した。同首相は、JPC 報告書提出後この集中審議までの短期間に同報告書に対応する行動計画を準備するのは困難であり、同報告書は今後政府の詳細な検討に付されるであろうと述べた。さらにマンモハン＝シン蔵相は下院の質疑において、今後政府は JPC 報告書の行った勧告に項目毎に対応する行動計画を3か月以内に議会に提出すると述べた。上院での審議は30日、ジャタナ・ダル党

ジェットマラニ議員が行った演説に対して与党議員が演説内容が問題であるとして議事録からの削除を要求し、審議が一時中断するなど混乱のうちに閉幕した。

上記国会審議の結果を踏まえ、12月31日、ラオ首相はマンモハン＝シン蔵相に書簡を送付し、先に23日付けで同蔵相が提出していた辞表を却下することを通告した。また同蔵相を除いた本件関与大臣を更送するための内閣改造が94年1月末にも行われるとの観測も出ている。

9. 本件の政治的側面

- (1) 本件スキャンダルは、当初より政治家の関与の有無が注目された。特に93年6月16日、ハーシャド・メータが記者会見において故ミッタル上院議員を通じてラオ首相に1千万ルピーを政治献金をしたと発言したことから、問題は首相をめぐる疑惑に発展した。さらに首相の子息プラバカル・ラオの関係するゴールド・スター社への不正融資疑惑が持ち上がったことも、首相の立場を厳しいものにした。これらの疑惑は、92年10月末、スキャンダルを調査していたCBIのマーダバン部長が本件の捜査方針に関して上司である局長と意見を違えたことから辞任したこともあって（同部長は、局長の圧力により政治家のスキャンダル関与について捜査ができなかったと表明した）、世間の耳目を集めることとなった。
- (2) しかしラオ首相関連の疑惑については、関係者がいずれも関与を否定し、またハーシャド・メータが、献金に際して首相に会った時間に関する証言を後で変更するなどメータ自身の証言があいまいであることを露呈したことなどにより、疑問点は残ったものの、首相への疑惑を立証する材料は出なかった。このため93年10月12日にCBIは本件疑惑の捜査中止を発表した。
- (3) メータは同様に、ケーサリ現福祉相を通じてラジブ・ガンディ首相（故人、当時）にも政治献金を行ったと表明したが、JPCは同首相は既に死亡しており本件調査は困難であるとして、調査は行わなかった。

- (4) 本件スキャンダル発覚後早々（92年7月）に辞任したチダムバラム商業担当国務相については、同国務相及び夫人による株式購入に関する疑惑に対する道義的責任をとって辞任したものであるが、その購入額は僅かなものであり、むしろラオ内閣にあってマンモハン＝シン蔵相と並ぶ経済改革路線の牽引車と称せられていた同国務相が閣外に去ることによって、経済改革遂行のテンポが鈍化することが懸念された。これとは逆に、93年12月のマンモハン＝シン蔵相の辞表提出については、同蔵相の辞表提出の理由はチダムバラム商業担当国務相の場合と酷似して、本件に関する大蔵大臣及び大蔵省の監督責任に関して道義的に引責を行ったものと見られているが、上述のように同蔵相の辞任が経済改革に与える影響が懸念されたこともあり、ラオ首相は同蔵相の辞表を受理しなかった。
- (5) 本件をめぐる政治過程の中で、少数与党であったラオ政権は政局の乗り切りに苦闘を余儀なくされた。モンスーン国会開会早々の93年7月28日には、野党からラオ首相不信任動議が提出された。その帰趨については採決直前まで不明であったが、ぎりぎりの段階でジャナタ・ダル（アジット派）のうち7議員がラオ首相支持にまわり、11票差で不信任案は辛うじて否決された。この経験を生かし、ラオ政権は93年12月30日、ジャナタ・ダル（アジット派）の領袖アジット・シンをはじめとする10人の議員を कांग्रेस党に加入させることに成功し、91年6月の内閣発足以来初めてラオ政権は下院において単独過半数を確保することとなった。

10. 今後の課題

本件スキャンダルについて、識者の多くは、インドの政治体制の墮落及び官僚機構が有効にワークしていないことの欠陥が一気に噴出したものであり、このままでは済まされないであろうとの感慨を抱いている。また銀行労組連合などは、今回のスキャンダルは外国銀行と政治家及び高級官僚の黒い結びつきによって起

こったと断じ、外国銀行の国有化をおこなうべきだと主張している。

しかし、この証券スキャンダルが起こった制度的背景—債券決済制度の不備、電子化の遅れ、銀行内部の監査制度の不備、及び金融ブローカーの法的位置付けがない等—を考える時、金融システムの近代化の遅れがこの事件の真の原因であると考えられる。

印の金融システムは政府・中央銀行の過剰とも言える規制の中にある。印政府の恒常的財政赤字を中央銀行による政府短期証券の引受けでファイナンスしており、中央銀行によるマネーサプライのコントロールの余地は少ない。

主要銀行は国有化されており、公定歩合は資金需要を反映した実態的なものとはなっていないため、公定歩合の変更は有効な政策手段ではないこと、国債市場が未発達で公開市場操作が行えないこと、の2点から、金融政策としては支払準備率操作のみがマネーサプライのコントロールのための有効な施策となっているのが現状である。このため、印政府は市場流動性をドラスティックに減少させようと、各銀行に対し、14%の現金準備比率 (CASH RESERVE RATIO, 銀行預金額に対する現金手持ち額と中央銀行預け金の合計の比率) と34.75%の法定流動性比率 (STATUTORY LIQUIDITY RATIO, 銀行預金額に対する政府証券及び政府認定証券の保有比) を課している (注: このことは、1万ルピーの預金を集めてきても、そのうちの1万ルピー— (1400ルピー+3475ルピー) =5125ルピーしか信用創造に回せないことを意味する)。しかも、各銀行は農業、零細企業、輸出信用など政府の定める優先セクターに融資全体のうち32%を振り向けねばならず (優先分野向け貸出: PRIORITY SECTOR LENDING)、さらに政府によって採算が容易にとれるとは言い難い農村地域への支店設置をしようようされる。これでは銀行業はビジネスとして魅力的とはいえないのが実情である。これは印の主要銀行がほぼ国有化されており、経営陣が官僚であればこそ耐えられた仕組みであったと言えなくもない。

また外国銀行は、中央銀行の通達により、印企業に対する全ての融資はコンソーシアム方式 (CONSORTIUM LENDING) によることを義務付けられている。

貸出先へのコンソーシアムへの参加シェアはこれまでの実績で決まることから、後からの参入者である外国銀行はコンソーシアムへの参加において印国内銀行に比べて不利な取扱いを受けており、その結果インドの貸出市場において外国銀行は十分な市場アクセスを得ているとはいえない。このため外国銀行は、印で手取り早く儲けられる証券売買に主要収益源を見出さざるを得なかったという事情も考えられよう。

印政府も91年12月の金融制度に関する特別委員会 (通称ナラシンハム委員会) が行った勧告に基づき、銀行労組などの抵抗に逢いながらも、着実に金融制度の自由化、現金準備比率及び法定流動性比率の引下げ、資本市場の自由化、銀行業務の近代化・電算化等を実施に移している。今後、さらに金融システムに対する透明性を確保し、わかりにくく市場原理に必ずしも合致しない人為的な規制を緩和していくことが、本件の再発を防ぐことに真に役立つものと考えられる。

(94年1月19日稿)

(参考文献)

1. 論文等

伊藤正二編「インドの工業化 岐路に立つハイコスト経済」アジア経済研究所、

1988年

稲村頼司「インドの経済発展と金融システム」アジア経済研究所、1993年

絵所秀紀「現代インド経済研究」法政大学出版局、1987年

国際金融情報センター「インドの経済と構造調整」1992年

遠山登志男「インド証券スキャンダル」野村証券資料、1992年

BHAGWATI, JAGDISH: "INDIA IN TRANSITION" CLARENDON PRESS OXFORD,

1993

DESAI, ASHOK V.: "MY ECONOMIC AFFAIR" WILEY EASTERN LIMITED, 1993

GOVERNMENT OF INDIA: "REPORT OF THE COMMITTEE ON THE

FINANCIAL SYSTEM", 1991

GUPTA, L.C.: "STOCK EXCHANGE TRADING IN INDIA" SOCIETY FOR

CAPITAL MARKET RESEARCH AND DEVELOPMENT, DELHI, 1992

LOK SABHA SECRETARIAT, NEW DELHI: "REPORT, JOINT COMMITTEE TO

ENQUIRE INTO IRREGULARITIES IN SECURITIES AND BANKING

TRANSACTIONS" VOLUME I & II, 1993

2. 新聞、雑誌等

ECONOMIC TIMES, FINANCIAL EXPRESS, HINDSTAN TIMES, INDIAN EXPRESS,

PIONEER, STATEMAN, TIMES OF INDIA

BUSINESS INDIA, BUSINESS TODAY, BUSINESS WORLD, INDIA TODAY

外務省調査月報

1993年度／第4号

平成6年3月31日 発行

外務省国際情報局調査室

東京都千代田区霞ヶ関2-2-1 (〒100)

電話(03)3580-3311 (代)